

「准福祉心理士」資格認定細則

第1条 福祉心理士資格認定制度規則第7条による資格要件は、本規則の定めるところによる。

第2条 資格認定を申請できるのは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学会の正会員ないし学生会員であるもの。
- (2) 学校教育法に定められた専門学校、短期大学等で別表に定めた科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了したもの。

第3条 第1条の(2)に定める科目の単位修得は以下の通り行われる。

- (1) 別表をもとに、当該科目の内容を含むかどうかを判断し、各大学等で異なる科目名称にはとられない。申請に必要な単位数は32単位とする。

第4条 本細則の改正は、日本福祉心理学会理事会の承認を得るものとする。

付 則 本細則は平成28年3月1日より実施する。